

—被害者が創る条例研究会制作— 犯罪被害者支援研修プログラム

動画(11)

自治体からの連携のポイント

～途切れない支援のために～

中野区役所

犯罪被害者等相談支援窓口

保健師・精神保健福祉士 稲吉久乃



赤い羽根福祉基金 特別プログラム

「被害者やその家族等への支援活動助成」

犯罪被害者支援の歴史

- 1967年 通り魔殺人事件のご遺族の活動から始まった
- 1974年 三菱重工業ビル爆破事件
- 1995年 地下鉄サリン事件
- 2012年 桶川ストーカー事件
- 飲酒運転等悪質ドライバーによる被害

- 2004年12月「犯罪被害者等基本法」制定
- 2008年12月「被害者参加制度」等施行
- 2010年12月「公訴時効制度廃止法案」
- 2013年 「危険運転致死傷罪」独立して規定
- 2023年7月 「刑法改正」不同意性交等罪など
- 「条例設置」「犯罪被害者等相談支援窓口設置」への要望

自治体窓口への期待

(ハートバンド運営委員会)

- 待ってないで支援を届けてほしい
- 警察検察など様々な情報収集のサポートをしてほしい
- 相談に行っても待たされて待たされて、、、結果、わかるものがないと言われた
- 食事の準備、掃除洗濯など家事援助をしてほしい
- 子どもの預け先が欲しい
- 担当者が変わっても同質かつ継続的な支援を受けられるようにしてほしい

犯罪被害者等基本法

- 犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し……



- 国の責務
- 地方公共団体の責務
- 国民の責務

中野区の犯罪被害者等 相談支援窓口

- 相談体制
 - 常勤兼務保健師
 - 専門相談支援員(専任非常勤:16日/月)
 - 保健師・精神保健福祉士
- 窓口設置の経緯
 - 2006年の一般質問→庁内検討会
 - 2008年4月設置
 - 2020年4月 犯罪被害者支援条例

市区町村には 日常生活を支える支援があります

- 保険医療、生活保護、戸籍住民、子ども家庭支援センター、教育委員会、保健所、保健福祉センター、消費生活センター、男女共同参画センター など

犯罪被害に遭われた方にも
利用できる制度、サービス

自治体での支援

- その時々¹に直面する困難の解決
 - 相談・情報提供・付き添い支援
 - 経済的支援
 - 緊急生活サポート事業など
- 中長期的な支援
 - 生活全般の調整について
 - 精神的な後遺症
 - 家族の調整
- 教育・啓発

情報提供

- 保健医療サービス
 - 精神科
 - 産婦人科
 - 保健所
 - カウンセリング
- 司法関係・福祉サービスなど
 - 法テラス
 - 弁護士会
 - 社会福祉協議会

どのようにその関係を作っていくのか

- 犯罪被害者団体のゆるやかな連携、相互理解、情報提供を図るハートバンド「犯罪被害者週間全国大会」への参加
- 警察庁、民間支援団体などの主催する研修や講演会で、できるだけ多くの被害当事者の方のお話を伺う
- その場で多くの被害当事者の方とお知り合いになる
- 「犯罪被害者等相談支援窓口 ○○」という名刺や「窓口ができました」というちらしを作って関係機関に挨拶に行く
- 警察、検察、保護観察所、民間支援団体、医療機関、弁護士会、社会福祉協議会など

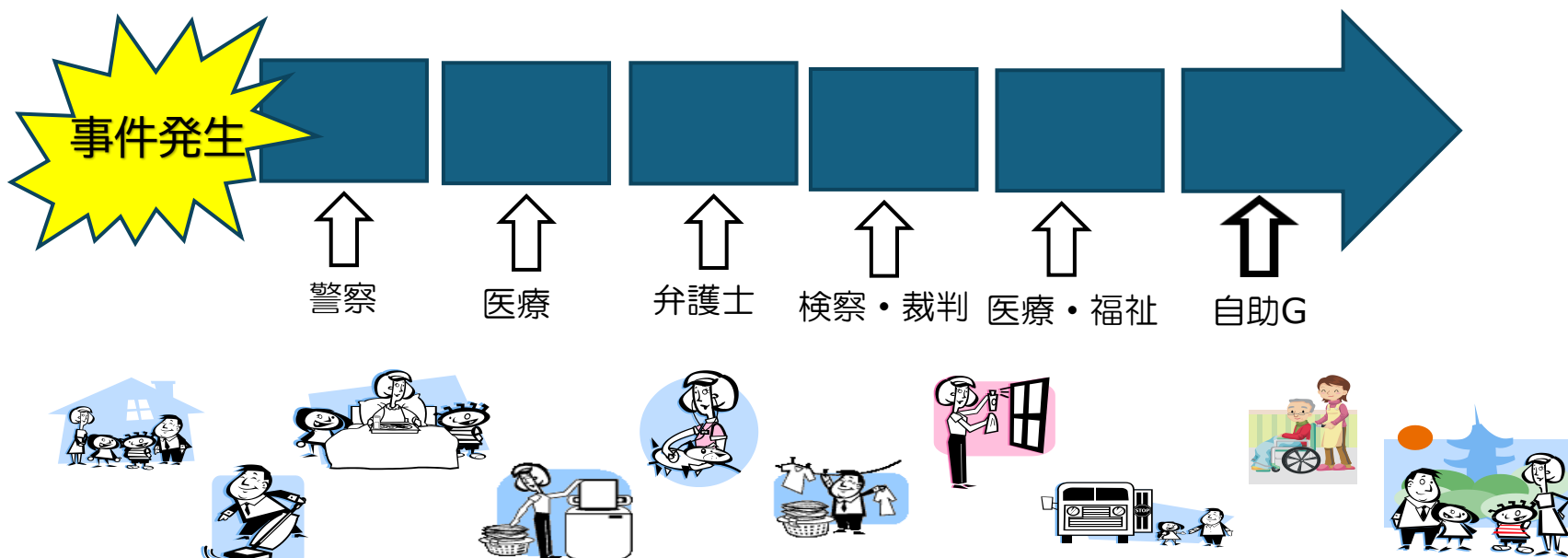
事例より

他言しないようお願いします。

途切れない支援のために

途切れている支援

被害者自ら各機関にアクセスしないとならない
関わる機関が連携しないまま進む支援



この間も日常生活は続いています。

目指すべき途切れない支援

途切れない支援

被害直後から関係する機関が、緩やかにつながり、
被害者を中心に、協働しながら必要な支援を共に考えていく支援

